

情報保障について

【議論いただきたい事項】

- 条例の骨子（案）に基づき、以下の内容を盛り込むことを想定しています。

（障壁の除去）

- 1 県は、障害のある人が情報の取得及び意思疎通ができるようにするために必要な支援を行うものとする。
- 2 県は、支援を行う場合は、障害の特性に応じた多様な対応が必要であることを認識し、障害の特性に配慮して行うものとする。

（情報発信等）

- 3 県は、障害のある人が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、可能な限り、障害のある人に配慮した形態、手段及び様式によって情報提供を行うものとする。

- これについて、御意見はありますか。